

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 河東郡鹿追町鹿追北5線2番地23
氏 名 有限会社健勝重建
代表取締役 相澤 政則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 高橋 はるみ



許可の年月日 平成30年4月3日

許可の有効年月日 平成35年3月24日

- 1. 事業の範囲
汚泥、廃油、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類、動物のふん尿。
以上、石綿含有産業廃棄物であるものを含む。
また、水銀使用製品産業廃棄物であるものを含み、汚泥については、水銀含有ばいじん等であるものを含む。
積替保管なし。以下余白。
- 2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 3. 許可の条件

- 4. 許可の更新又は変更の状況
平成25年3月25日 許可の更新
平成30年4月3日 許可の更新
- 5. 積替え許可の有無 存・無
- 6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 存・無